

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 6 議案第72号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第73号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第74号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第75号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第76号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第77号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について
- 13 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第82号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第83号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第84号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 19 議案第85号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第86号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 21 議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 6 議案第72号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第73号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第74号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第75号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第76号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第77号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について
- 13 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 14 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 15 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第82号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第83号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第84号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 19 議案第85号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第86号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 21 議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橋 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	監 査 委 員	改 發 一 郎

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成18年第5回太子町議会定例会（第405回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は各会計の補正予算を始め、条例制定、組合理約の変更など多数の重要案件をご審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい

年末を控え、ことのほかご多用のことと存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうもおはようございます。

平成18年第5回太子町議会定例会が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

す。

慌たしい師走となりましたが、議員各位におかれましてはご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件7件、条例案件8件、規約案件2件、合わせて17件の議事につきましてご審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

○議長(熊谷直行) ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第5回太子町議会定例会(第405回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(熊谷直行) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番井村淳子議員、5番中井政喜議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(熊谷直行) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの14日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(熊谷直行) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、平成18年第4回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、30人以下学級の実現を求める意見書、地方の道路整備促進と財源の確保に関する意見書及び療養病床削減計画を中止し、安心できる医療、介護、福祉の基盤整備を求める意見書の5件の意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日町長から議案17件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度9月分及び10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配布済みですので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表

のとおりです。このうち改發一郎監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（熊谷直行） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が10月12日及び11月9日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が10月13日及び11月8日の委員会開催分、経済建設常任委員会が10月10日及び11月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配布済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（熊谷直行） 日程第5、議案第71号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第71号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,251万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億3,761万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税繰入金の追

加と国庫支出金、県支出金、諸収入及び町債の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費及び教育費の追加と議会費、土木費、公債費の減額であります。

また、地方債の補正については、道路橋りょう事業、都市計画事業減税補てん債と臨時財政対策債の4事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第71号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から申し上げます。

7ページをお願いいたします。

まず、全体的な事項といたしまして、各費目の節3職員手当等につきましては、主に時間外手当及び通勤手当の補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料の補正につきましては、昇格者職員の給与未補正分の追加と先の6月定例会におきまして可決いただきました特別職給与の一部を減額するものでございます。節11需用費530万円の追加につきましては、例規集の追録経費でございます。本年度施行の身体障害者自立支援法や平成19年4月施行の地方自治法の改正等に伴いまして、町条例や規則など、非常に多くの例規改正が必要となりましたので、不足額を補正させていただくものでございます。

目5財産管理費22万9,000円につきましては、公用車購入費等の補正でございます。来年3月に継続検査を予定しておりました小型貨物自動車、登録から13年が経過して故障が相次ぎ修理が困難な状況となりました。このため継続検査を取りやめ、当初予算にて購

入いたしましたダンプカーの残金と継続検査経費などを充て、軽自動車を購入するものでございます。

目 9 防犯対策費 8 万 8,000 円につきましては、防犯灯設置工事費の追加でございます。要望のある地域のうち早期対応を要する北之町、小田町、糸井、原池団地の 4 地区に設置するものでございます。

目 11 自治振興費 24 万 6,000 円の減額は、功労者数の確定に伴うものでございます。

8 ページをお願いいたします。

項 2 町税費、目 2 賦課徴収費、節 8 報償費 305 万 8,000 円の追加は、固定資産税と町民税の納期前納付件数が当初の予想を上回ったことによるものでございます。節 12 役務費 96 万 3,000 円の追加につきましては、徴収部門の取り組み強化によりまして、滞納者への催告書等の発送件数が増加したことによるものでございます。節 23 償還金利子及び割引料 120 万円につきましては、諸税過誤納付の還付金の追加でございます。全国的な冷凍倉庫に係る固定資産税の評価区分の見直しに伴う還付金の発生と、10 月までの実績に基づく精査による追加でございます。

9 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 28 繰出金 3,328 万 8,000 円の追加につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。内訳といたしましては、保険基盤安定繰り出しが 228 万 8,000 円の追加、職員給与等繰り出しが 109 万 6,000 円の追加、出産育児一時金等繰り出しが 183 万 3,000 円の追加、財政安定化支援事業繰り出しが 32 万円の減額、その他繰り出しが 2,839 万 1,000 円の追加でございます。

目 2 老人福祉 118 万 1,000 円の追加は、介護保険特別会計繰出金でございます。内訳といたしましては、保険給付事業繰り出しが 108 万 3,000 円の追加、介護サービス事業繰り出しが 9 万 8,000 円の追加でございます。

目 3 老人医療費、節 12 役務費の 117 万円の減額は、福祉医療事務処理費でございます。

昨年度 210 円でありました事務処理単価が、平成 21 年 4 月より半額の 105 円に改定されることとなり、本年度は経過措置として 150 円の単価へと改定されたことによるものでございます。節 28 繰出金 1,979 万 5,000 円の追加につきましては、老人保健特別会計の補正に伴うものでございます。

目 5 障害者福祉費、節 19 負担金補助及び交付金 128 万 4,000 円につきましては、精神障害者小規模作業所運営費補助金の追加であります。障害者自立支援法施行に伴う助成内容の見直しによる影響と、新たに 3 力所の作業所への通所者が生じたことによるものでございます。

目 7 国民年金費、節 13 委託料 16 万 3,000 円につきましては、国民年金システム改修委託料の追加でございます。当初保険料未納者対策として所得情報を提供するための改修経費を計上しておりましたが、これに加えて保険料の継続免除制度に係る改修が必要となったことによるものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 19 負担金補助及び交付金 50 万 9,000 円につきましては、児童福祉施設整備事業補助金であります。自治会児童公園の整備としまして蓮常寺自治会へ 14 万 1,000 円、町与自治会に 24 万 5,000 円、北村自治会に 12 万 3,000 円の補助を予定しております。

10 ページをお願いいたします。

目 5 母子家庭等医療費 277 万 3,000 円の減額及び目 7 乳幼児医療費 28 万 5,000 円の減額につきましては、先ほど項 1 社会福祉費、目 3 老人医療費にてご説明申し上げました福祉医療事務処理費の単価改定に伴う減額と医療補助費の 8 月までの状況とその後の動向を見込み、精査したことによる補正でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 7 賃金 43 万 3,000 円につきましては、保健師の出産休暇取得の予定がございますので、代替職員 1 名を雇用するものであります。

11 ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費16万円の追加につきましては、はち及びシカの駆除件数の増加に伴うものでございます。また同時に、当初はち及びシカの駆除処理費用を合わせて計上しておりましたが、有害鳥獣駆除委託料からはちの駆除費用を分類して別に計上するものでございます。

目 4 米生産調整推進費86万7,000円の補正につきましては、ふれあい農園補修用材料であります。来年度農園用地借用の契約先が変更となることから、現在休耕田である土地に砂を入れ、野菜が育つ状態にするものでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 4 幹線道路整備事業費、節13委託料及び節17公有財産購入費の補正につきましては、国庫補助対象事業費の範囲で損保線用地測量委託料の入札差金を減額し、翌年度計画分の用地購入を前倒して実施するものでございます。

12ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節13委託料60万円の減額につきましては、簡易耐震診断推進事業業務委託料でございます。対象戸数を当初40戸と見込んでおりましたが、実施戸数は20戸程度と見込まれることから、差し引き20戸分の業務委託料を減額するものでございます。節19負担金補助及び交付金50万円の減額は、まちづくり活動助成金であります。当初予定しておりました阿曽、下阿曽、松尾の3地区のうち下阿曽地区につきましては県の負担による事業実施が可能となったことから、1地区分の助成金を減額するものでございます。

目 2 街路事業費209万3,000円の減額は、県による街路龍野線整備事業費の精査に伴う負担金の減額でございます。

目 3 下水道事業費1,567万1,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計及び前処理場事業特別会計の補正に伴い、下水道事業特別会計繰出金を1,255万4,000円、前処理場事業特別会計繰出金を311万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費、節 8 報償費 3 万円及び節11需用費24万7,000円の補正につきましては、来年 1 月に実施予定の消防出初式の開催経費であります。地域住民の参加を促し、消防活動への関心を高めるため、太子東中学校吹奏楽部の協力を得て、また昨年度はたつの市より借用しておりました消防団によるはしご乗りの資材等を整備するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款10教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節11需用費の補正のうち消耗品費27万円及び印刷製本費10万円並びに節12役務費10万1,000円の追加につきましては、現在改築中の斑鳩小学校北館に係る竣工式経費であります。また、節11需用費のうち光熱水費111万円の追加は下水道料金の改定等に伴う上下水道料、修繕料81万円の補正は来年度龍田、斑鳩、太田小学校に障害児学級を増設するための設備補修費でございます。節15工事請負費320万円の補修は、龍田小学校スロープ等設置工事費であります。来年度肢体に障害を有する児童の入学予定がありまして、これに対応するためのスロープや階段の手すりの設置、トイレ設備の改修を行うものでございます。

項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費、節11需用費97万1,000円の追加につきましては、下水道料金の改定等に伴う上下水道料でございます。

14ページをお願いいたします。

項 5 社会教育費、目 2 公民館費、節 7 賃金34万7,000円の追加につきましては、嘱託用務員 3 名の退職に伴う一時金の補正でございます。

目 7 会館管理費、節11需用費48万7,000円の追加につきましては、文化会館の設備補修経費であります。空調設備の温度調節が不能であることと、研修室の換気扇が作動しない状態ですので、これらを修理するものでございます。

目 8 歴史資料館費、節11需用費52万

5,000円の追加につきましても、設備補修経費であります。エントランスホールの天窓周りから雨漏りをしておりますので、これを修理するものでございます。

15ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目5 給食センター費、節11 需用費313万6,000円の追加のうち消耗品費111万8,000円は、設備補修用の部品購入費や臨時職員の異動による被服費等でございます。また、燃料費131万7,000円は、主に重油の購入単価の高騰によるものでございます。

款11 公債費、項1 公債費、目2 利子483万7,000円の減額につきましては、平成17年度に許可された町債の借り入れ完了に伴う償還利息の確定などによるものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款1 町税、項1 町民税、目2 法人、節1 現年課税分2,900万円の追加につきましては、企業の業績が回復してきている状況から、当初の予想を上回る見通しとなったことによるものでございます。

項2 固定資産税、目1 固定資産税、節2 滞納繰越分につきましては、今後の収入見込み額として2,600万円を追加させていただいております。

項4 町たばこ税、目1 町たばこ税、節1 現年課税分につきましては、本年7月からの税率改正に伴う増収を見込んでおりましたが、喫煙場所の制約が進むなど、消費者の心理にはマイナスの要素が大きくなった影響から売上本数が低迷し、約813万3,000本を下回る見通しとなりましたので、2,757万3,000円を減額するものでございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 土木費国庫補助金27万円の減額につきましては、歳出の12ページ、款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費で説明いたしました簡易耐震診断推進事業費の補正に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目1 民生費

県補助金、節1 社会福祉費補助金282万円の減額のうち、各種福祉医療費助成事業に係る補助金の補正につきましては、歳出で説明いたしました事業費の補正と県による交付申請額の調整によるものでございます。また、節2 児童福祉費補助金536万4,000円の減額につきましても同様でございます。

目5 土木費県補助金13万5,000円の減額につきましては、歳出の12ページ、款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費で説明いたしました簡易耐震診断推進事業費の補正に伴うものでございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金の補正につきましては、兵庫県からの通知によりまして厚生労働統計調査市町交付金が5,000円追加、工業統計調査費委託金が4万5,000円減額、商業統計調査調査区設定費委託金が2,000円追加されたものでございます。

目2 民生費委託金1万4,000円の補正につきましては、5年に1度の割合で実施される身体障害児・者等実態調査に係る委託金額が兵庫県から通知されたことによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款20 町債、項1 町債、目1 土木債、節1 道路橋りょう事業債200万円の減額につきましては、歳出の12ページ款8 土木費、項4 都市計画費、目2 街路事業費にてご説明申し上げました県営街路龍野線整備事業負担金の補正に伴うものでございます。

目2 都市計画事業債1,540万円につきましては、総合公園整備事業債の追加であります。これは一定水準を上回る建設単独事業を実施する団体に認められる地域再生事業債が本年度発行可能となりましたので、総合公園整備事業の単独経費に充当するものでございます。

目4 減税補てん債1,130万円の減額及び目5 臨時財政対策債640万円の減額につきましては、本年度の普通交付税の算定結果により発行同意予定額が県から示されたことによるものでございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

第２表の地方債補正であります。ただいま歳入の項目でご説明申し上げましたとおり、道路橋りょう事業の限度額を事業費の補正に伴い減額し、都市計画事業の限度額を地域再生事業債発行に伴い増額、また減税補てん債及び臨時財政対策債の限度額を発行同意予定額に基づき減額するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第６ 議案第７２号 平成１８年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（熊谷直行） 日程第６、議案第７２号平成１８年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第７２号平成１８年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６,００５万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２５億５,９９９万４,０００円とするものであります。

歳入予算については、療養給付費等交付金、繰入金の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、総務費、保険給付費、保険事業費、諸支出金の追加と老人保健拠出金、介護納付金の減額であります。

詳細につきましては助役よりご説明申し上げ

げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第７２号平成１８年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について詳細説明をいたします。

歳出から説明いたします。今回の補正内容は、歳出では医療費の増加に伴う保険給付費の追加、既に額が確定している老人保健拠出金並びに介護給付費納付金の減額、保険税還付に伴う諸支出金の追加等でございます。

一方、歳入では、歳出予算の補正等に伴い補正するもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整をしております。

５ページをお願いいたします。

款１総務費、目１一般管理費、節３職員手当等は、時間外勤務手当等１０９万６,０００円を追加いたしております。

款２保険給付費、目１一般被保険者療養給付費は、３月診療から８月診療分までの実績により今後の支出見込みをしました結果１,８０３万５,０００円を追加いたしております。

目２退職被保険者等療養給付費は、一般被保険者療養給付費と同様に積算して３,０２０万２,０００円を追加いたしております。

目３一般被保険者療養費は、４月決定分から１０月決定分までの実績により今後の支出見込みをしました結果１３５万３,０００円を追加いたしております。

目４退職被保険者等療養費は、一般被保険者療養費と同様にて積算して１３２万７,０００円を追加いたしております。

項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費は、４月から１０月決定分までの実績により今後の支出見込みをしました結果１,１９７万９,０００円を追加いたしております。

目２退職被保険者等高額療養費は、一般被保険者高額療養費と同様に積算して８２２万２,０００円を減額いたしております。

６ページをお願いいたします。

項４出産育児諸費、目１出産育児一時金

は、４月支給分から10月支給分までの実績により今後の見込みをしました結果275万円を追加いたしております。

項５葬祭諸費、目１葬祭費は、出産育児一時金と同様に積算して72万円を追加いたしております。

款３老人保健拠出金、目１老人保健医療費拠出金は、老人保健医療費拠出金の額の確定により250万8,000円を減額いたしております。

款４介護給付金、目１介護給付金は、介護給付費納付金の額の確定により43万5,000円を減額いたしております。

款６保健事業費は、節13委託料で健康家庭に記念品を配布するための算定資料として、無受診世帯統計費用を22万1,000円追加いたしております。

７ページをお願いいたします。

款９諸支出金、目１一般被保険者保険税還付金は、一般保険者が社会保険に加入後、国保喪失の手续のおくれ等により収納している国保税に還付が生じるため、202万7,000円を追加いたしております。

目２退職被保険者等保険税還付金は、一般と同様の理由で21万3,000円を追加しております。

目３償還金は、前年度実績により療養給付費負担金を返還するため128万3,000円を追加いたしております。

３ページをお願いいたします。

歳入についてご説明をいたします。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金588万1,000円を追加しております。これは一般被保険者療養給付費等の追加及び老人保健医療費拠出金並びに介護給付費納付金の額の確定により減額になりますが、合計では追加になっております。

款２国庫補助金、目１財政調整交付金、普通財政交付金2,403万5,000円を減額しております。これは一般被保険者療養給付費等の追加及び老人保健医療費拠出金の額の確定による減額並びに介護給付費納付金の額の確定に

よる減額になりますが、合計では追加になっております。通常、歳出予算が追加になった場合、交付金は追加となりますが、本年度は保険税率の改定等により基準収入額が増加し、交付金が現計予算を下回る見通しとなり、減額になっております。

款４療養給付費等交付金の現年度分は、退職被保険者等療養給付費、療養費及び高額療養費の今後の支出見込みにより2,266万7,000円を追加いたしております。過年度分は前年度実績により3,166万1,000円の交付があり、今回補正いたしております。

款５県支出金、目１普通調整交付金は、国庫支出金と同様の積算で941万7,000円を減額いたしております。

款８繰入金、目１一般会計繰入金、節１保健基盤安定繰入金を228万8,000円の追加は、本年度の交付申請に基づき追加いたしております。内訳は、保険税軽減分で182万8,000円、保険者支援分で46万円、それぞれ追加いたしております。節２職員給与等繰入金は、一般管理費で職員手当等を追加したため109万6,000円を追加しております。４ページをお願いいたします。節３出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の追加により、補正額の３分の２相当額183万3,000円を追加いたしております。節４財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税の決定に基づき減額いたしております。節５その他一般会計繰入金は、歳入歳出補正の財源調整のため2,839万1,000円追加いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第７ 議案第73号 平成18年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算（第3号）

○議長（熊谷直行） 日程第7、議案第73号  
平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補  
正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第73号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億1,692万3,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であります。

歳出予算においては、総務費、介護サービス事業費、地域支援事業費の追加であります。具体的には、款総務費、項総務管理費、目一般管理費で4名分の時間外勤務手当の追加と後で提案いたします議案第81号一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正により、通勤手当の減額で48万8,000円を追加しております。

款介護サービス事業費、項介護サービス事業費、目介護サービス事業費では、1名分の時間外勤務手当の追加と通勤手当の減額で9万8,000円を追加しております。

款地域支援事業費、項包括的支援事業費、目包括的支援事業費では、4名分の時間外勤務手当の追加と通勤手当の減額で59万5,000円を追加いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第74号 平成18年度
兵庫県太子町老人保健特別会
計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案第74号

平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第74号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,876万2,000円とするものであります。

歳入予算については、支払基金交付金、繰入金、諸収入の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、医療諸費の追加であります。

詳細につきましては助役よりご説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第74号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出では医療給付費の追加、歳入では医療給付費の追加による医療費交付金の追加、国庫支出金及び県支出金の医療費負担金の対象となる医療費の減額による国県医療費負担金の減額、第三者納付金の追加、そして歳入不足を一般会計繰入金を追加し財源調整いたしております。

4ページの歳出をお願いいたします。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費、節19負担金補助及び交付金につきましては、平成18年4月の診療報酬、薬価改定にもかかわらず1人当たりの医療費が伸びてい

るため、3,755万2,000円を追加計上させていただきます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金、節1医療費交付金2,119万4,000円の追加でございます。医療給付費を追加したことにより、医療費交付金を追加するものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金549万9,000円の減額でございます。これは医療給付費を追加しておりますが、制度上国庫負担金の対象となる医療給付費の減により減額するものでございます。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金137万5,000円の減額でございます。補正理由は、国庫支出金と同様でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1,979万5,000円の追加でございますが、今申しあげました補正額に対する歳入歳出の財源調整を行う必要があるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

款6諸収入、項2雑入、目1第三者納付金、節1第三者納付金343万7,000円の追加でございます。第三者の対象件数は伸びていませんが、1人当たりの損害賠償額が伸びているため追加するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第75号 平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算（第3号）

○議長（熊谷直行） 日程第9、議案第75号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第75号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,330万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,515万2,000円とするものであります。

歳入予算については、諸収入の追加と繰入金、町債の減額であります。

歳出予算においては、下水道費及び公債費の減額であります。また、地方債の補正については、歳入予算に合わせて公共下水道事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明いたしますので、慎重なご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第75号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

5ページの歳出をお願いいたします。

款下水道費、目1一般管理費においては、人件費に係る給料、職員手当等共済費負担金補助及び交付金で49万1,000円を追加しております。

次に、目2公共下水道事業費につきましては、人件費に係る給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金で合計586万円を減額しております。これは人員減によるものでございます。同じく、節15工事請負費につきましては、200万円の減額をしております。その内容につきましては、下水道工事跡舗装復旧工事で入札減による減額と、未接続

箇所の工法について地元の隣接者との協議結果、下水道本管の布設工事を実施することになり、追加しております。

次に、目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費において、合併処理浄化槽対応家屋の工事費として200万円を追加しております。

次に、款公債費、目1元金におきましては、財源組替であります。

次に、目2利子、節償還金利子及び割引料においては、平成17年度借入額の確定により長期債利子償還金を793万8,000円を減額しております。

次に、4ページの歳入をお願いいたします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財源調整により1,255万4,000円の減額となっております。

款6諸収入、目1雑入では、平成17年度下水道事業の消費税の確定申告により、消費税還付金及び加算金の114万7,000円を追加しております。

款7町債、目1下水道債では、規制対象工事費の変更により公共下水道事業債を190万円の減額をしております。

次に、3ページの地方債をお願いいたします。

町債の補正にあわせまして、公共下水道事業債として190万円の減額をしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第76号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第10、議案第76号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第76号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,965万2,000円とするものであります。

歳入予算については、前年度繰越金310万円の追加と財源調整として繰入金311万7,000円の減額であります。

歳出予算においては、前処理場費で、後で提案いたします議案第81号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により通勤手当1名分5,000円減額しております。また、公債費については、利子の確定により1万2,000円を減額しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第77号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第77号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第77号平成18年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2

号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は人件費を補正するものがあります。

その内容としては、第2条予算の収益的支出において、職員手当等84万3,000円を追加し、収益的支出総額を5億7,207万4,000円とするものであります。

具体的には、原浄水費で2名分の人件費で時間外手当の追加と、後で提案いたします議案第81号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により通勤手当を減額し、法定福利費3,000円の減額と合わせて計3万8,000円を減額いたしております。給水費では2名分の時間外勤務手当の追加と通勤手当の減額をしております。総係費では、3名分の時間外勤務手当の追加と通勤手当の減額をしております。

また、第3条予算においては、資本的支出において49万2,000円を追加し、資本的収支総額を5億3,084万3,000円としております。

具体的には、配水施設改良費で2名分の時間外勤務手当の追加と勤務手当の減額をしております。また、資本的収入支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

そのほか予算に合わせて流用経費の額の変更を行っております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただけますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(熊谷直行) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第12、議案第78号太子町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第78号太子町副町長の定数を定める条例の制定について説明を申し上げます。

今議会に上程しております議案第78号太子町副町長の定数を定める条例及び議案第79号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

この法改正のうち本町に特に影響のある改正について概略を申し上げます。

第1点目としましては、「助役」から「副町長」に呼称変更される助役制度の見直しであります。この改正は、町長を補佐する役割をより適切にあらわす名称に変更するため改正されたものであります。

第2点目としましては、特別職である収入役が廃止され、一般職である会計管理者を新たに置く変更であります。この改正は、出納事務の電算化の進展等により、必ずしも特別職である収入役制度によらなくても適正な会計事務の執行が可能であり、自治体として収入役を置かない自治体が大幅に増加してきたことに対応したものであります。

第3点目としまして、「吏員」、「その他の職員」の区分及び「事務吏員」、「技術吏員」の区分が廃止され一律「職員」とする、吏員制度を廃止するというものであります。この改正は、地方公共団体の事務の複雑化、多様化により、明確な区分ができなくなっている状況に対応したものであります。

第4点目としては、議会制度の充実についてであります。議会の代表者である議長に臨時会の招集を求める権限を付与する改正、複数の常任委員会には所属できないという制度を撤廃する改正、また常任委員会に対して議案の提出権を認める等の改正であります。

ほかにも監査委員制度の見直し、財務に関する制度の見直し等、多くの改正がなされているところであります。

それでは、議案第78号太子町副町長の定数を定める条例の制定について説明を申し上げます。

改正前の地方自治法においては、助役の定数を1名と法定し、増減する場合には条例で定めることとされておりましたが、改正後の法第161条第2項において副町長の定数を条例で定めることとされたため、副町長の定数を定めるものであります。今日の複雑、多様化した行政運営において、町長を補佐する副町長は必要でありますので、副町長を置き、その定数は助役と同等である1名といたしております。

施行日につきましては、法の施行日である平成19年4月1日といたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第79号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第79号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

前の議案でご説明しましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことによりまして、第1点目として「助役」から「副町長」に呼称変更される助役制度の見直し、第2点目として特別職である収入役が廃止され、一般職である会計管

理者を新たに置く変更及びこれに伴う出納室を会計課に昇格される変更、第3点目として「吏員」、「その他の職員」の区分及び「事務吏員」、「技術吏員」の区分が廃止され一律「職員」とする、吏員制度の廃止という3つの内容を大きな柱とする例規整備を行うもので、関係条例5件の一部改正と1件の条例廃止を行うものです。

第1点目の「助役」から「副町長」に呼称変更される改正については、第2条で太子町行財政審議会条例の担任事項、第3条で太子町特別職の職員の給与に関する条例の目的、附則の給与カットの特例部分及び給与月額を規定している別表、第4条で太子町職員の旅費に関する条例の別表につきまして、「助役」から「副町長」に改めております。

第2点目の特別職である収入役が廃止され、一般職である会計管理者を新たに置く改正については、第2条で太子町行財政審議会条例の担任事項、第3条で太子町特別職の職員の給与に関する条例の目的、附則の給与カットの特例部分及び給与月額を規定している別表、第4条で太子町職員の旅費に関する条例の別表について、収入役を削る改正を行っております。

また、第6条において、太子町副収入役を置くこと及びその定数条例を廃止いたしております。

さらに、会計管理者は課長級を充てる予定でありますので、出納室を会計課に変更し、第1条の太子町議会委員会条例の総務常任委員会の所管を改めております。

第3点目の「吏員」、「その他の職員」の区分及び「事務吏員」、「技術吏員」の区分が廃止され一律「職員」とする、吏員制度の廃止の改正については、第5条において税条例の用語について改めております。

なお、「徴税吏員」という用語は、今回の地方自治法の一部を改正する法律、附則における地方税法の改正においてもそのまま使用されており、当条例改正においても現行のとおりにしてまいります。

最後に、施行日についてでございますが、平成19年4月1日施行としておりますが、地方自治法の一部を改正する法律の改正附則第3条により、施行時に在職する収入役については、その任期中に限りなお従前の例による在任特例が置かれているため、この改正においても同様に規定いたしております。

なお、これにあわせて規則12件、規定12件、要綱5件、要領1件、内規1件の計31件の例規整備を行います。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第14、議案第80号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第80号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成18年3月3日に公布されました職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する人事院規則の一部改正に伴い、定期的、一斉的な休息時間の制度が民間ではほとんど普及していないこと及びその定めが労働法上にも根拠がないため、国においては本年7月1日より休息時間が廃止されております。それに合わせて本条例につきまして改正するものであります。

改正の内容としましては、まず午前と午後

を国と同様に廃止することとし、第7条を削除するものでございます。

次に、平成18年3月22日に公布されました育児または介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限の一部を改正する人事院規則の一部改正に伴い、国においては本年4月1日より育児及び介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲が拡大されていきますので、それに合わせて改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、育児及び介護を行うために早出遅出勤務を行うことのできる職員の対象範囲を拡大し、これまで小学校入学前の子を養育する職員としていた対象を、学童保育に託児している小学生の子供を養育する職員までに拡大する改正がなされております。現在、改正前の本制度を利用している職員はございませんが、下校時の凶悪事件が多発している社会情勢を勘案し、同様に対象範囲改正を行うため、第8条の2を改正いたしております。

最後に、施行日につきましては、公布の日といたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第81号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第81号一般職の職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

去る 8 月 8 日、平成18年度の人事院勧告があり、主な内容として、月例給の官民格差が 18 円、0 % となったこと、また期末勤勉手当については民間の支給月額が 4.45 月と公務員と均衡がとれているため改定しないという勧告となっております。

その中で、少子化対策が国全体で取り組まれている中、この一環として扶養手当における 3 人目以降の子と 2 人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、平成19年 4 月 1 日から 3 人目以降の子等の扶養手当額が 5,000 円から 6,000 円に引き上げられておりますので、第10条において同様に改めるものであります。

次に、第 8 条において、本年 3 月定例会においてご議決いただきました給与制度の大幅改正のうち、昇給制度について規則で定めております 1 月 1 日において昇給することとなり、同条第 3 項において 55 歳以上の職員については昇給幅が 2 分の 1 に抑制されることになりました。しかしながら、この 55 歳の年齢判断の基準日については、定年退職日等の年齢判断基準を考慮した結果、不公平感を是正するため、55 歳の年齢に達した日の直後の 4 月 1 日以後昇給を抑制することに改めるものであります。

次に、第11条第 2 項及び附則第19条の通勤手当の支給距離及び支給金額の見直しについてでございますが、近年の社会情勢及び国、県等の状況を考慮した結果、片道 2 キロメートル未満の廃止及び 2 キロメートル以上の支給金額についても国の基準と同様とする改正を行うものであり、この改正により毎月 15 万円余りの通勤手当が削減される見込みであります。

施行日につきましては公布の日としておりますが、扶養手当額の改正につきましては平成19年 4 月 1 日といたしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明と

させていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 16 議案第 82 号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第16、議案第82号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第82号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、別表に印鑑登録証再交付手数料を新設しております。現在無料としております印鑑登録について、安易な再登録が増えている状況を考慮し、カードの紛失や印鑑の毀損等、自己の責により再登録した場合に 1 件につき 300 円の負担を求めるものであります。

第 2 条におきましては、鳥獣保護及び狩猟に関する法律が廃止され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が制定されたことに伴うものであります。

内容としましては、「鳥獣飼養許可証」を「鳥獣飼養登録票」に文言を改正するものであります。

施行日につきましては、印鑑登録証再交付手数料の新設については平成19年 4 月 1 日より、鳥獣飼養許可証の改正につきましては、公布の日より施行といたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 17 議案第 83 号 太子町消防  
団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例の制定  
について

○議長（熊谷直行） 日程第17、議案第83号  
太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題としま  
す。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第83号太子町消防  
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について説明を申し上げます。

地方公務員災害補償制度との均衡を考慮し  
た機動的な対応を可能とするため、障害等級  
ごとの障害について総務省令で定めることと  
するとの措置を講じた非常勤消防団員等に係  
る損害補償の基準を定める政令の一部を改正  
する政令が平成18年9月26日に公布、同日か  
ら施行されたことに伴い、非常勤消防団員等  
の傷病補償年金等に係る傷病等級ごとの障  
害、障害補償に係る障害等級ごとの障害及び  
介護補償に係る障害について、従来条例で規  
定したものを規則で定めるものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げ  
ますので、慎重なる審議を賜り、原案のと  
おり議決いただきますようお願い申し上げ、提  
案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第83号太子町消防  
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について詳細説明を申し上げます。

本改正は、条例別表第2から別表第4まで  
を太子町非常勤消防団員等に係る損害補償の  
支給に関する規則に、条例第9条の2第2項  
に規定している介護補償の月額を太子町消防  
団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の  
規則で定める金額を定める規則にゆだねるも  
の及び障害者自立支援法の一部の施行に伴う

所要の規定の整理を行うものでございます。

具体的には、第8条の2におきまして条例  
別表第2に規定している傷病等級、倍数、障  
害の状態のうち倍数を除き、太子町非常勤消  
防団員等に係る損害補償の支給に関する規則  
別表第1で規定し、倍数を条例同条第2項で  
規定し、第9条におきまして条例別表第3に  
規定している等級、倍数、障害のうち倍数を  
除き、太子町非常勤消防団員等に係る損害補  
償の支給に関する規則別表第2で規定し、倍  
数を条例同条第3項及び第4項で規定し、第  
9条の2第1項におきまして別表第4に規定  
している介護を要する状態及び障害を太子町  
非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関  
する規則別表第3で規定し、同項第2号にお  
きまして身体障害者福祉法における身体障害  
者療護施設を障害者自立支援法における障害  
者支援施設に改正し、障害者支援施設に準ず  
る施設を第3号として規定し、同条第2項で  
規定している介護補償の金額を太子町消防団  
員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規  
則で定める金額を定める規則で規定するも  
のでございます。

また、条規改正に伴う文言統一及び文言整  
理を第5条、第6条、第8条、第8条の2、  
第9条、第9条の2、第11条、第12条、第  
13条、第16条の2、第18条、第18条の2、附  
則第3条の3及び附則第3条の4で行うもの  
であります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決い  
ただきますようお願い申し上げ、詳細説明と  
させていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ  
りました。

~~~~~

日程第 18 議案第 84 号 学校教育法
の改正に伴う関係条例の整
備に関する条例の制定につ
いて

○議長（熊谷直行） 日程第18、議案第84号
学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関
する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第84号学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成18年6月21日公布された学校教育法等の一部を改正する法律により改正するものでございます。

内容としましては、第1条太子町福祉医療費助成条例及び第2条太子町総合公園体育施設管理条例において、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に文言を改めております。

また、第3条太子町特殊児童就学援助条例において、「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に文言を改め、また「特殊児童、特殊学校」を「特別支援児童等、特別支援学校」に文言を改めております。

施行日につきましては、法施行の平成19年4月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第85号 太子町学童  
保育園事業実施条例の一部  
を改正する条例の制定につ  
いて

○議長（熊谷直行） 日程第19、議案第85号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第85号太子町学童

保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

保護者の土曜日開園希望を受け、試行的に月1回土曜日を開園するため、また国の補助金において現在補助基準の開園日数が年280日以上であり、当町は240日の特例措置での低い補助率の適用であります。平成19年度より補助基準が緩和され250日以上に変更されることになりましたので、開園日数を補助基準に合わせ補助金の増を見込もうとするものであります。

内容としましては、臨時の開園についてもできるよう改正するものであります。

施行日につきましては、平成19年4月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第86号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第20、議案第86号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第86号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

平成19年1月1日付で洲本市及び南あわじ

市で構成される洲本市・南あわじ市衛生事務組合が本組合に加入することに伴い、規約の変更を行うものであります。

今回加入される洲本市・南あわじ市衛生事務組合は、昭和46年9月にごみ処理施設の設置、経営及び管理を目的とし設立されておりますが、構成市町である洲本市がこれまで本組合に加入しておりませんでした。平成18年2月11日に加入したことを機に検討の結果加入されるものでございます。この改正により、本組合構成市町等の数は19市12町33一部事務組合から、19市12町34一部事務組合となります。

なお、施行日については、平成19年1月1日でございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第21、議案第87号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第87号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について説明を申し上げます。

平成18年9月13日に公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令が平成20年4月1日から施行され、75歳以上等の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、現行の老人保健制度にかわる新たな高齢者医療制度としてスタートします。この医療制度の運営主体は広域連合とされており、県

下すべての市町で構成する広域連合を設立するため、当規約を定めるものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第87号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定についての詳細説明を申し上げます。

平成18年6月14日に健康保健法等の一部を改正する法律が可決、成立し、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。この法律に基づき、平成20年4月からは75歳以上等の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、現行の老人保健制度に変わる新たな高齢者医療制度としてスタートいたします。後期高齢者医療制度の運営主体は、県下すべての市町が加入して設立する後期高齢者医療広域連合とされており、平成18年度末までにこの広域連合を設置することが法律上義務づけられております。今回ご提案しております兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定は、広域連合を設立するための必須要件で、この規約は関係市町同一の内容により提案されております。広域連合を設立するためには、広域連合を構成する関係市町の合意に基づく規約を各市町議会における議決を経た後、県知事に対して設置許可申請を行い、許可を受ける必要があります。県知事の設置許可後には、設立された広域連合において広域連合長選挙及び広域連合議会議員選挙が実施されます。

規約は18条の条文から成り立っており、その主な内容として、第4条で広域連合の処理に関する事務、第7条で広域連合の議会の組織、第8条で広域連合議員の選挙の方法、第11条で広域連合長等の組織、第17条で広域連合の経費の支弁の方法などの項目を規定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月 8 日午前10時から再開し

ます。

本日はこれで散会します。

（散会 午前11時36分）